

令和 5 年 6 月 6 日現在

機関番号：11101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01598

研究課題名（和文）ファッション・デザインに関する産業財産権の法と経済分析

研究課題名（英文）Economic Analysis of Fashion Law

研究代表者

飯島 裕胤 (Iijima, Hirotsugu)

弘前大学・人文社会科学部・教授

研究者番号：70303039

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究課題では、ファッションデザインの創発に関する基礎理論の構築、創発したファッションの収益化スキームであるファッションライセンスに関する理論分析、ファッションデザインに関連した文化表現と差別表現についての法的検討に取り組んだ。

研究では、ファッションに関わる産業財産権の次の特殊性に注目した。ファッションは有用期間がきわめて短く、有用期間が過ぎればそれ自体の価値は失われる。著作権による保護対象にならないことが多く、商標権が援用される。デザインの創作に関わる関係者が多く、差別表現に対するコントロールがゆるくなりがちである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題を通して、ファッション産業財産権の特殊性が最適なファッションの創発から乖離させ、企業組織・企業制度による対処の有用性を高めることを明らかにした。

ファッションの知的財産権やファッション産業の事業再編は、現在、現実の法務やビジネスでホットなトピックスの一つになっている。そういった中で、本研究課題の成果は、たとえば文化表現と差別表現に関する重要な被引用があるなど、社会的にも一定のインパクトをあげている。組織再編に関わる知見についても今後より広い発信に努める。

研究成果の概要（英文）：In this research project, we worked on (1) a basic theory on the innovation of fashion design, (2) theoretical analysis on fashion licensing, a scheme to monetize the emerged fashion design, and (3) legal examination of cultural expression related to fashion design.

The research focused on the following peculiarities of industrial property rights related to fashion. (1) Fashion has an extremely short useful life. (2) It is often not subject to protection by copyright (trademark rights are used as a support). (3) Control over discriminatory expressions tends to be loose.

研究分野：法の経済分析

キーワード：ファッションデザイン 産業財産権 創発インセンティブ ライセンス契約 文化流用と差別表現

## 1. 研究開始当初の背景

現代の先進国経済では、ファッション・デザインは付加価値の主要な要素の一つといえる。機能が変わらなくても、デザインや商標によって大きな価格差が生じることは、日常しばしば目にする。世界的なファッション・コングロマリット(LVMH, ケリングなど)はきわめて高収益であることが知られている(コロナ後もその勢いは衰えず安定的収益をあげている)。ファッション・デザインの創発を図ることは、一国経済にとって有用なことである。

一方で、ファッション産業は模倣品が多いことでも知られている。さらに、権利者自身が模倣品の探索コストを支払わねばならないという問題もある。また、著作権による保護対象にはなり難く、商標権や不正競争防止法を援用するなど、法制度上も重要な検討課題がある。米国の法学者を中心に、ファッションロー研究として精力的に分析が行われている。

このような重要性と検討課題をもつファッション・デザイン分野だが、経済理論にもとづく研究はきわめて少ない。とくにファッションローの経済分析は、米国を含めほとんどみられていない。多くの会社法分野が経済分析されて理解が深まったように、ファッションロー分野においても経済学的分析の有用性は高いのではないかと考えて、研究に着手した。

## 2. 研究の目的

次の3点を具体的な研究目的とした。

ファッション・デザインの創発インセンティブを明らかにする。その際に、模倣やファッション特有の法規制のあり方などをふまえる。

ファッションの収益化スキームとその課題を明らかにする。

近年世界的に注目されるファッションと差別表現の関わりを明らかにする。

経済学的には、産業における創発のポイントはインセンティブにある。一方で、流行を主題とするファッション産業においては、模倣はその後の創発の源泉となる様相を色濃くもつ。このことをふまえながら、ファッション・デザインの創発インセンティブを明らかにする。

また、ファッションはコピーが容易な知的財産であり、かつ模倣と創発の境界もあいまいである。その一方で、先述したようにファッション・コングロマリットは高収益事業を確立している。研究では、収益化スキームの観点からもファッション産業を理解したい。日本のファッション産業は近年収益性が著しく低下しており、その問題の所在も明らかにする。

もう一点、ファッション分野はソフト産業であるが、必ずしも全ての分野に対して感度が高いわけではない。広告をはじめとして差別表現が(いわゆるハイブランドにおいても)問題になることがままある。倫理的問題であると同時に販売上もマイナスになる注視すべき論点である。米国は日本と比較してこの問題に敏感で議論も活発になされており、状況を整理しつつ日本での適用を検討したい。

## 3. 研究の方法

「法の経済分析(法と経済学)」のアプローチによって、以上の研究目的に接近する。つまり、法規制や法的紛争事案の検討にもとづいて経済理論モデルを構築して、実証的ないし規範的な結論をえた。そしてふたたび現実の法的検討を行ったものである。

会社法学者と経済学者との共同作業により、この研究方法を実施した。

## 4. 研究成果

法の経済分析アプローチはファッションロー分野での先行事例が(たとえば米国でも)ほとんどなく、独自性のある研究となっている。

ファッションに関わる産業財産権の特殊性と法的紛争事案を整理した。その上で、

ファッション・デザインの創発に関する基礎理論を、模倣やファッション特有の法規制のあり方などをふまえながら構築した。最善な創発から乖離することを明らかにした。日本のファッション収益化スキームとして代表的なファッションライセンスについて、他の(たとえば医薬品)ライセンス生産との本質的なちがいを明らかにした上で理論分析を行った。過去によく機能した理由と近年機能し難くなっている理由の両面を明らかにした。

ファッションと差別表現の関わりについて、世界的に主流の考えと日本のあり方を対比し、法的課題を指摘した。文化流用の定義に関して政府関係資料で引用されるなど、研究成果の公知の面でも貢献できた。

第1点目は、

飯島裕胤、家田崇(2020)「ファッション・ブランドの保護と競争性 産業財産権の法と経済分析」『人文社会科学論叢』、第8巻、pp.25～36

にまとめている。ファッション産業の特徴である、創発と模倣の相互関係による価値の向上をとらえながら、現状の最適性を論じたものである。

第2点目は、

飯島裕胤、家田崇(2022)「ファッションライセンス契約におけるエージェンシー費用」『人文社会科学論叢』、第13巻、pp. 205～220(査読あり)

にまとめた。ファッション産業ではライセンスされる商品自身は短期に更新されるものであり、契約として(物理的な期間が同じであっても)経済機能的には長期契約の様相をもつことになる。このことを指摘した上で、長期契約のもとでのライセンス生産についてモデルによる検討を加えた。

第3点目は、

家田崇(2021)「ファッションに関連する文化流用と差別表現」『南山法学』、第44巻2号、pp.1 - 38

にまとめた。この問題をリードする米国ニューヨークの法状況をふまえながら、ファッションでの文化流用や差別表現を明確に定義した上で、法的な課題を中心に検討している。

本研究課題に取り組んだここ数年の間に、ファッション産業の事業再編を中心的論題として、現実の法務ビジネスでの関心が高まっている。今後も情報発信に努めたい。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 飯島裕胤、家田崇	4. 巻 13
2. 論文標題 ファッションライセンス契約におけるエージェンシー費用	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人文社会科学論叢	6. 最初と最後の頁 205～220
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 家田 崇	4. 巻 44巻2号
2. 論文標題 ファッションに関連する文化流用と差別表現	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 南山法学	6. 最初と最後の頁 1 - 38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 飯島裕胤、家田崇	4. 巻 8
2. 論文標題 ファッション・ブランドの保護と競争性 産業財産権の法と経済分析	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人文社会科学論叢	6. 最初と最後の頁 25～36
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 家田崇
2. 発表標題 ファッションに関連する文化流用と差別表現
3. 学会等名 ファッションビジネスメディア学会ファッションロー研究部会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	家田 崇  (Ieda Takashi)  (90319244)	南山大学・法学部・教授   (33917)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------